

令和7年度八尾市介護保険事業者運営指導等業務提案募集に係る質問及び回答

No.		質問事項	回答
1	関係書類	約款をいただけますでしょうか。	募集についての資料は本市ホームページに記載の内容となります。
2	募集要領 9. 審査方法（2）	プレゼン参加者の人数記載がございませんが、制限がないという認識でよろしいでしょうか。	プレゼンテーション参加者の人数制限は設けていません。
3	仕様書 1. 業務内容（1）	対象の事業所はどのようなサービスの事業者を想定していますか。	訪問介護と第1号相当サービスの指定を受けた事業所等を想定しています。
4	仕様書 1. 業務内容（1）	「介護保険事業所等からの事前提出資料」の内容をご教示ください。	本市では「運営規程」と「重要事項説明書」を提出いただいています。
5	仕様書 1. 業務内容（1）	現地での運営指導の 実施時間はどれくらいを想定していますか。	2～4時間程度の時間を想定しています。
6	仕様書 1. 業務内容（1）	「運営指導内容の結果を説明する」について説明の方法の想定を教えてください。	点検状況の説明に当たって、手段は問いませんが、詳細については契約時に協議のうえ、決定します。
7	仕様書 1. 業務内容（1）	「運営指導報告書及び運営指導結果通知案」の提出は、貴市の結果以後に委託業者から郵送するという事でよろしいでしょうか。	本市からの郵送を想定しています。
8	仕様書 1. 業務内容（1）	「介護保険事業所等からの改善報告書を受取る。」について改善報告書の改善点について確認は必要でしょうか。 また、内容の確認をして改善が見られない場合は、改善ができるまでやり取りが必要 になりますでしょうか。	改善点を確認し、改善されたことが認められるまでのやり取りは必要です。
9	仕様書 2. 履行場所	「（1）介護保険事業者に対する運営指導業務」に関する人員は、上記に定められております履行場所以外での作業実施を想定しておりますが、問題ございませんでしょうか。	「2. 履行場所」に記載した場所で業務に従事してください。
10	仕様書 4. 業務実施方法（1）	「業務マニュアル」とは厚生労働省の「運営指導マニュアル」に準じたものでよろしいでしょうか。	厚生労働省の「運営指導マニュアル」に基づき、本市の取組みを反映し業務手順を明確にした内容を想定しています。
11	仕様書 5. 実施体制（1）②	「②指導担当のうち1名以上は介護支援専門員の有資格者であること。」とありますが、2名1組での実施をするにあたり、1名が介護支援専門員の有資格者 でないといけないのか、全従業員のうち最低1名が介護支援専門員の有資格者であるということか、どちらになりますでしょうか。また、運営指導業務にあたる従業員は他の資格は必要となりますでしょうか。	運営指導業務は2名1組で実施し、1名が介護支援専門員の有資格者であることを求めています。また、運営指導業務にあたる、介護支援専門員以外の従業員には資格は求めています。
12	仕様書 5. 実施体制（1）③	「検査員証」は貴市にて発行いただけるのでしょうか。発行までの所要日数は配置する指導担当者の報告から何営業日かかりますか。	指導担当者の報告を頂いてから、3営業日程度で発行します。
13	仕様書 8. 成果物（業務報告書等）及び業務関連書類等の提出について（2）	「運営指導実施計画書案」及び「運営指導実施通知書案」はデータ提出でよろしいでしょうか。	仕様書8.（2）表下に記載のとおり、契約時に協議のうえ決定します。

14	仕様書 8. 成果物（業務報告書等）及び業務関連書類等の提出について（2）	「運営指導実施通知書案」及び「運営指導結果通知書案」を事業所に送付するのは市か委託事業者かどちらになりますでしょうか。また、その際の封筒は市のものか、委託事業者のものかどちらを想定していますか。	本市が通知し、郵送の場合は市の封筒を使用します。
15	仕様書 8. 成果物（業務報告書等）及び業務関連書類等の提出について（2）	「改善状況報告書」は事業所から委託事業者に返送される想定でしょうか。	お見込みの通りです。
16	仕様書 8. 成果物（業務報告書等）及び業務関連書類等の提出について（2）	「成果物の媒体」について、指摘事項の持ち帰った書類は紙で提出でよろしいでしょうか。	仕様書8.（2）表下に記載のとおり、契約時に協議のうえ決定します。
17	【仕様書】 11 その他基本的な考え方	指摘事項や内容についての視察は可能でしょうか。	お見せすることは出来ません。